



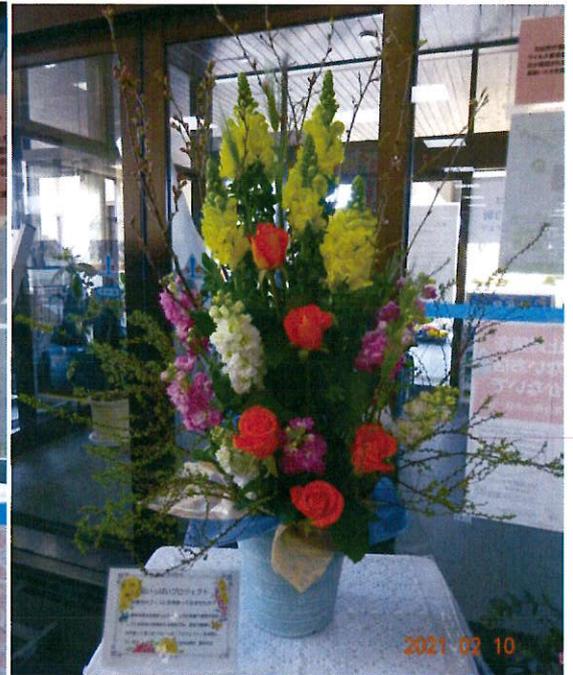
ひだか

第66号

農業委員会だより

R3. 3. 31 発行

発行：日高市農業委員会 編集：農業委員会だより編集委員会 住所：日高市大字南平沢 1020 TEL：042-989-2111



目次 (ページ)

- 2 令和2年度の活動結果
- 3 農業委員・農地利用最適化推進委員について
農地中間管理事業について
- 4 花いっぱいプロジェクトについて
農業者年金について ほか

「花いっぱい
プロジェクト」

令和2年度の活動結果

I 農地法に関する事務の点検（R3年1月1日現在）

1. 総会等の開催及び議事録の作成

開催日の周知及び議事録の作成等を実施している。

2. 事務に関する点検

点検項目	件数	実施状況	標準処理期間
農地法第3条に基づく許可事務（農地の売買等）	許可12件 不許可0件	<ul style="list-style-type: none"> 申請人に対し事実確認 農業委員等・事務局職員による現地調査を実施 総会にて審査基準を踏まえた審議 	30日
農地転用に関する事務	37件	<ul style="list-style-type: none"> 申請人に対し事実確認 農業委員等・事務局職員による現地調査を実施 総会にて許可基準を踏まえた審議を経て県知事へ送付 	30日
農地所有適格法人からの報告への対応	管内の農地所有適格法人数7法人 (うち報告書提出済みの農地所有適格法人数4法人)		
情報の提供等	《賃借料情報の調査・提供》…農業委員会だよりで周知 調査対象賃貸借件数26件 公表時期：令和3年3月		
	《農地の権利移動等の状況把握》…提供していない 調査対象権利移動等件数12件 取りまとめ時期：令和2年12月		
	《農地基本台帳の整備》 整備対象農地面積1,081ha 台帳更新：年1回の税情報により補正実施		

II 遊休農地解消に関する評価（R3年1月1日現在）

	現状及び課題	目標	実績	活動実績
現状	管内の農地面積 1,081ha 遊休農地面積 68ha (6.29%)			《農地の利用状況調査》 調査実施時期 8月～10月 調査員数 23人
課題	農業者の高齢化等による離農や相続による農地の分散化などにより、耕作放棄となりうる農地が増加傾向にある。個々の取り組みだけでは限界があり、市、農業委員会、JA等が連携し、農地利用に関連した取り組みが重要である。	3ha 解消	8ha 増加	《調査方法》 <ul style="list-style-type: none"> 農業委員等及び農業委員会事務局職員による現地調査を実施 農業委員等による担当地区住居者に対する個別対応 農業経営状況調査を実施

農業委員・農地利用最適化推進委員について

農業委員は、農地の権利移動・設定の許可や転用等について農業委員会総会で審議を行います。農地利用最適化推進委員は、農業委員と連携して、担い手への農地利用の集積・集約化・遊休農地の発生防止・解消等の地域における現場活動を行っています。

農地中間管理事業について

農地の貸し借りには、貸主と借主で直接行う方法と、農地中間管理機構がまとめて農地を借り受け、借主に貸し付ける方法があります。農地中間管理機構を利用すると、どんな違いがあるか見ていきましょう。

? 農地中間管理機構ってなに

農地中間管理機構とは、「信頼できる農地の中間的受け皿となる組織」であり、埼玉県農林公社が埼玉県から指定を受けて事業を行っています。埼玉県農林公社は、埼玉県、市町村、農業団体を会員としています。

? どんなメリットがあるの

- ① 農地中間管理機構から農地を借りた場合、賃料の支払いに必要な手続きや契約の更新は機構が行うので、これらの手間が省けます。また、契約期間終了後、農地は土地所有者のもとへ戻ります。
- ② 経営規模の拡大を希望する農家は、これまでよりも農地を集積しやすくなります。

農地中間管理事業の仕組み

出し手
(土地所有者)



農地中間管理機構
(埼玉県農林公社)

受け手
(農家)



花いっぱいプロジェクト！！ お家やオフィスに花を飾ってみませんか？

農林水産省は新型コロナウイルスの影響で需要が減少している花きの消費拡大を図るため、家庭や職場に花を飾って楽しむ「花いっぱいプロジェクト」を実施しています。市では、埼玉西部生家商組合の協力により庁舎玄関と市長室に花を飾りました。令和3年度は、「ひだか花いっぱい事業」を実施します。



農業者年金で将来に安心を！

「人生 100 年時代」と言われている中、安心して老後を迎えるために、早めにしっかりとした備えが必要です。ぜひ農業者年金加入をご検討ください。



- ポイント 1：農業者なら誰でも入れる「**終身年金**」
- ポイント 2：一定要件を満たす方は、**月額最大 1 万円の保険料補助**
- ポイント 3：加入で大きな節税効果！ 保険料は**全額社会保険料控除の対象**

●加入要件

- ・国民年金の第 1 号被保険者（保険料納付免除者除く）
- ・年間 60 日以上農業従事する 20 歳以上 60 歳未満の人

●特徴

- ・積立方式のため加入者数や受給者数の影響を受けない安定した制度
- ・保険料の額は千円単位で自由に設定（月額 2 万円から 6 万 7 千円）
- ・終身年金（80 歳前に亡くなった場合は死亡一時金あり）

お問合せ 農業者年金基金、農業委員会事務局もしくはJAまで

編集委員（順不同）
浅田カヨ子 松田浩幸 吉原一雄
梅澤三子 清水典子 安藤俊吾
加藤正明 小久保浩司

地目	田	畑
平均額	3,000 円	5,805 円
過去最高額	7,000 円	20,000 円
過去最低額	0 円	0 円

(※1,000 m²あたり)

農地の賃借料情報
令和 2 年中に賃借している農地の平均額は次の表のとおりです。
平均額は法的な効力、決定力を持つものではなく、あくまでも**参考値**となります。実際の賃借料は、農地の状況に合わせて貸し手と借り手の両者でよく話し合ってください。